石川県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、石川県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の 推進に関する条例(令和2年石川県条例第22号。以下「条例」という。)の施 行に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(認定の対象)

第2条 条例第6条に規定する認定の対象となる県産農林水産物は、石川県に おいて生産、採取、採捕又は水揚げ(以下「生産等」という。)が行われた農 林水産物とする。

(認定の基準)

第3条 認定の基準は、別紙のとおりとする。

(審杳)

- 第4条 知事は、前条の基準に基づき認定の候補となる県産農林水産物を選定 し、「百万石の極み」認定制度有識者委員会(以下「有識者委員会」という。) に諮るものとする。
- 2 有識者委員会は、原則として書類審査を行うものとする。
- 3 知事は、認定の候補となる県産農林水産物について、必要に応じて有識者委員会に現物審査、生産地等に対する現地調査を行わせることができる。

(認定及び通知)

- 第5条 知事は、有識者委員会の審査結果、候補として選定した県産農林水産物が第3条の基準に適合すると認めるときは、当該県産農林水産物を「百万石の極み」、その生産者を「百万石の極み」の生産に意欲的な生産者として認定するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により認定する県産農林水産物の種苗について、県が特に確保に関与すべきものと認めるときは、その生産者を、県が特に確保に関与すべき種苗の生産者として認定するものとする。
- 3 知事は、前2項の認定をするときは、あらかじめ、認定する県産農林水産物の生産等を行う団体にその旨を通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた団体は、認定を受けることを希望するときは、認定申請書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 前条第1項及び第2項の認定の有効期間は、認定した日から3年とする。

(認定の継続)

- 第7条 第5条第1項の認定を受けた県産農林水産物(以下「認定ブランド品目」という。)の生産等を行う団体(以下「認定団体」という。)のうち、認定の継続を希望する団体は、認定の有効期限の3カ月前までに認定継続申請書(様式第2号)を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の申請を確認し、認定の継続が適当と認めるときは、これを承認し、申請した団体に通知するものとする。

(認定団体等の責務)

- 第8条 認定団体は、この要綱が定める内容を誠実に遵守するとともに、認定ブランド品目の品質を維持・向上するよう努めるものとする。
- 2 認定団体は、認定ブランド品目の生産等や販売を通じ、「百万石の極み」の 価値の向上に協力するものとする。
- 3 認定ブランド品目の品質、生産等、知的財産権等に関する事故等が発生した場合は、認定団体が損害賠償の責任を負うものとし、知事は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。
- 4 前項に規定する場合において、認定団体は、遅滞なく事故等の内容を知事に 報告しなければならない。
- 5 第5条第2項の認定を受けた生産者は、認定ブランド品目の種苗を厳格に 管理し、種苗の不正な流出の防止を徹底するものとする。

(廃止及び変更)

- 第9条 認定団体は、次の各号に掲げる場合には、廃止又は変更等届出書(様式 第3号)を速やかに知事に提出するものとする。
 - (1) 認定ブランド品目の生産等を中止するとき。
 - (2) 名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地を変更するとき。
 - (3) 認定ブランド品目の名称を変更するとき。
 - (4) 認定ブランド品目の生産等の方法を著しく変更するとき。
 - (5) 認定ブランド品目の規格、形状等を著しく変更するとき。
- 2 知事は、届出の内容によっては、有識者委員会の意見を参考にし、廃止又は 変更等届出書を提出した認定団体に対し、認定の継続の適否を通知するもの

とする。

3 変更後の認定の有効期間は、変更前の認定の有効期間とする。

(確認の協力)

第10条 知事は、認定団体に対し、認定ブランド品目の生産等の状況、関係帳 簿等の確認に対する協力を求めることができる。

(認定の取消及び通知)

- 第 11 条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
 - (1) 認定ブランド品目が第3条の基準を満たさなくなったとき。
 - (2) 認定団体が廃業又は休業したとき。
 - (3) 虚偽の申請又は届出を行ったとき。
 - (4) 前各号のほか、認定制度の運用について重大な支障をきたす行為をしたとき。
 - (5) その他この要綱に違反したとき。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定団体に対し、理由 を付して遅滞なくその旨を通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月28日から施行する。